**全ての看護師の処遇改善につながる標準職務表の改正を求める見解**

2022年12月14日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員会

　2022年11月18日、国家公務員医療職俸給表（三）の級別標準職務表を改正する人事院規則が交付され、2023年４月１日から施行されることとなった。改正内容は、現在の副看護師長の実態（３級に格付け）等を踏まえ、①「新たに副看護師長を３級に位置付けるとともに、看護師長の基本的な位置づけを４級にする」、②「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに３級に位置付ける」というものである。看護職員の処遇改善評価料の新設や今回の職務表の見直しは、これまで私たちが取り組んできた賃金引き上げを求める運動の大きな成果と言える。しかし、人事院は、「キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図る」とし、昇格の対象を限定しており、全ての看護師が昇格する内容とはなっていない。今回の見直しでは、「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」に該当しない職員は、経験や知識を備えても２級止まりであることから基本的に看護師に対する評価は低いままであり、医療職（三）表の７級制を幅広く運用するためにも、職務の級そのものを引き上げるべきである。

「特に高度の知識経験に基づき困難な業務」の詳細についても明確になっておらず、国家公務員には人事評価制度が適用されていることから、人事評価が昇格基準となる可能性は否定できず、また、このことを以って、今後民間の医療機関にも人事評価制度の導入が拡大していくことも懸念される。また、看護師の業務は、「診療の補助」だけでなく、患者に寄り添い心をケアする「療養上の世話」も重要な役割であり、一定の経験を積まなければその能力を発揮できないことは明白であることから、職務の級に考慮されるべきと考える。看護師の資質を高め、より良い看護を提供するための研修等を否定するものではないが、研修等で業務過多になることがあってはならないし、それが昇格の要件にされることがあってはならない。看護師の賃金を改善するのであれば、全ての看護師の処遇を改善すべきである。

　この３年以上も続くコロナ禍で奮闘しているのは看護師だけではない。自らを犠牲にしながら奮闘している全ての医療・介護・福祉従事者の労に報いる大幅賃上げを求めるものである。

以上